

総務委員会会議録

平成22年12月16日(木)

(開会)10:00

(閉会)15:40

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「議案第97号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第97号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について補足説明させていただきます。配付いたしております「平成22年度補正予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、主に本年度前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計で、6億3953万4千円を減額いたしております。

2ページをお願いいたします。今回補正いたします主なものにつきまして、説明させていただきます。まず、歳入の市税につきましては、主に現年度分の個人市民税及び法人市民税の調定見込み額の増などにより、総額で2億3514万5千円を追加いたしております。

地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により7億5961万6千円を増額するものでございます。

国庫支出金及び県支出金は、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。繰入金では、普通交付税の増額等により、財源調整のため財政調整基金繰入金10億6350万6千円を減額するものでございます。

市債につきましては、主に今回計上いたしております起債対象事業費の確定などに伴い補正するものでございますが、特別養護老人ホーム筑穂桜の園のスプリンクラー工事に係る過疎債分の介護サービス事業会計出資債の追加及び臨時財政対策債の確定による増額の補正もいたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、退職者数の増及び人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減などにより、一般・特別会計の合計で約3億円の減額となっております。

総務費の財産管理費で、庄内庁舎移転に伴う各所改修事業といたしまして、201万円を計上いたしておりますが、電話の新設、空調設備移設工事などの改修を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。企画費の飯塚市地域公共交通協議会負担金は、コミュニティバス事業に係る協議会への国庫補助金の減額や運賃収入の減などの補てんとして追加するものでございます。

地域振興費では、県の地域子育て創生事業として10分の10の補助を受け、平成21年度に続きまして婚活支援事業を実施するものであります。

賦課徴収費の市税還付金及び還付加算金は、前期の実績増及び保険年金二重課税還付開始により増額いたしております。

民生費の高齢者福祉費では、地域介護・福祉空間整備等補助金につきまして、スプリンクラー等整備事業などを実施する認知症高齢者グループホーム施設の追加に伴い、増額するものでございます。

障がい者福祉費の障がい者自立支援給付費は、利用者増などによる給付費の増を見込み、約9千万円を追加いたしております。

児童措置費では、児童手当から子ども手当制度への移行に伴い、対象人員等を見直し、それ

ぞれ補正するものでございます。

5 ページをお願いいたします。青少年対策費の赤ちゃんの駅整備事業では、地域子育て創生事業の組み替えにより、追加分 4 ヶ所の整備費等を計上するものでございます。

生活保護扶助費は、上半期の実績増と今後の必要額を見込みまして約 2 億円を追加計上いたしております。

衛生費の予防費では、日本脳炎定期予防接種勧奨に伴う予防接種委託料を追加しております。また、生活保護及び非課税世帯への接種費用全額免除のための新型インフルエンザ予防接種費助成金を新たに計上するものでございます。

労働費の労働諸費で、緊急雇用創出のための県基金事業を追加いたしておりますが、観光資源発掘等に係る飯塚市再発見事業及び自然遊歩道等整備事業の 2 事業を実施いたしまして、雇用の創出を図ろうとするものでございます。

商工費、商工業振興費の企業立地促進補助金の増は、主に新要綱分において投下固定資産額・新規常用従業員数の確定及び該当企業 1 社の追加によるものであります。

6 ページをお願いいたします。福岡県信用保証協会損失補償金は、平成 15 年度災害分 5 件と事業資金 1 件に係るものでございます。

土木費の道路橋りょう維持費では、工事必要箇所数増により、各所道路橋りょう維持修繕工事を追加するものでございます。

住宅建設費の川島公営住宅造成工事は、新年度で実施することとなったため、事業費の全額を減額するものであります。

消防費の消防施設費では、普通交付税交付額の確定による飯塚地区消防組合負担金約 9 5 0 0 万円を追加で計上いたしております。これにより、負担金総額は約 1 6 億 9 千万円となります。

災害対策費では、使途指定の寄附金により、防災資機材の整備や防災啓発事業への助成を行うおとするものでございます。

教育費の小学校及び中学校整備費では、穎田小中学校建設工事地盤調査・設計委託料及び各小中学校の大規模改造工事等の契約額の確定により、それぞれ減額をいたしております。

7 ページをお願いいたします。公債費では、市債償還額及び利率・借入額の確定により、元金並びに利子について減額するものであります。

繰越明許費では、各所林地崩壊防止工事外 4 件につきまして、年度内の完了が見込めないため、追加するものであります。

また、川島公営住宅造成工事につきましては新年度で実施することとなったため、廃止するものでございます。

債務負担行為では、現システムを 3 年間継続使用するため、小中学校間ネットワーク管理委託料について追加いたしております。

また、契約額の確定により、路線価評定委託料及び環境基本計画策定委託料の 2 件について変更を行い、固定資産税納税通知書作製費につきましては、システムの変更により不要となったため廃止するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はまず、答弁する職員が入りきりませんので、4 款の衛生費、予算書でいきますと 6 0 から 6 1 ページにかけた 4 款衛生費までの質疑を受けたいと思いますので、質問委員はその点をお汲みいただいて、質疑をしてください。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。4 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正 1 1 款の地方交付税に関してお

尋ねします。補正額が7億5961万6000円と増額になっています。これによって161億5961万6000円ということになっておりますけど、今年度の地方交付税の決算見通しはどのようになるのか、お尋ねします。

財政課長

ただ今のところは、今回補正で追加をいたしまして、先ほど資料の2ページの普通交付税の欄に書いておりますが、今回の7億6000万円ほどの増加によりまして、普通交付税の額は146億5961万6000円を決算見込みとしております。

川上委員

平成21年度、それから平成20年度の決算額と比較するとですね、増えていますね。これはなぜ増えるんですか。

財政課長

今回の増加の要因といたしましては、まず基準財政需要額につきましては単位費用が増加したことでございます。中でも保健衛生費、社会福祉費、消防費等の単位費用が増加をいたしております。それと基準財政収入額につきましては、市民税等の景気低迷による減によりまして、収入額が下がっておりますので、その分が交付税の増加の要因というふうに分析をいたしております。

川上委員

少し後ろになりますけど、公債費との関係でいいますとですね、借金返しですね、借金返しは今回補正によって68億8375万円ということになりますけれども、この公債費に充てる借金返しの分が地方交付税増額の要因ではないんですか。

財政課長

平成21年度と比較いたしますと、基準財政需要額に算入されております公債費は約4500万円ほど増加をいたします。これも需要額が伸びた要因の1つでございます。

川上委員

これまで有利な借金ができますということで、いろんな借金してきたでしょう。後年度地方交付税で措置があるというふうに述べてきたではないですか。それによってですね、その分が交付税の伸びに上乘せしてきているのかというふうに聞いたんです。

財政課長

細かい額はちょっと資料を持って来ておりませんが、合併特例債あたりの償還が始まっておりますので、その分がこの公債費の中に需要費補正として算入をされております。

川上委員

そうすると、増えてるように見えるけれども、借金返しの分が増えてるという要因もあると。そうするとこの借金返しの分を除くと、実質的に地方交付税、市として一般財源として借金返し以外にですよ、使える分は増えているんですか。

財政課長

先ほど言いましたように、公債費の分の需要額の伸びが4500万円でございますので、交付基準額としては前年度に比べますと、交付決定額は5億円程、交付額はですね、普通交付税の交付額が5億円程伸びておりますので、借金返しの分以上の増加があつておるといふふうに見れると思います。

川上委員

公債費が先ほど言った68億円余ということになってますけど、約69億円ですね。このうち交付税措置がある分は、どれぐらいの割合になりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 16

再開 10:21

委員会を再開いたします。

財政課長

平成22年度の普通交付税の交付額の中に占めます公債費の額でございますが、需要額に算定されております公債費の額でございますが、約27億8000万円が措置されておりますので、一部個別判定の中にも入っている分がありますが、公債費として算定されておりますのが、ただいま申し上げました27億8000万円が措置されているということでございます。

川上委員

そうしますと、いま1市4町が合併して特別な算定の仕方が認められておると、有利だということなんでしょうけれども、この間に有利な借金ということで地方交付税で後年度措置してもらえんというふうに言った額を考慮するとですね、例えば今年度の場合は借金返し68億8000万円余に対して、そのうち国が地方交付税措置をしておると考えられるのが、約27億7000万円ということなんでしょうね。そうするとですね、見解を少し述べますと、地方交付税の算定換えが5年後に迫ると、足りなくなります。合併特例債を今たくさん使うほうがいいんじゃないかという見解があるんですよ。そうしますと将来の地方交付税、住民の福祉とか暮らしとか地元自由に使えるお金を、借金返しが増えることによって大きく圧迫することになるんじゃないかなと思いました。

それから質問続けます。5ページの財産運用、補正が2220万6000円ということになっています。この内容についてお尋ねします。

財政課長

5ページの財産運用収入、補正額が約2220万円のところでございますが、主な内容といたしましては先ほどの補正予算資料の2ページの下から2つ目になりますが、財産収入のところで記載しております基金運用収入・預金利子総額の減額が約2746万1000円でございますので、これが主な要因となっております。

川上委員

資料のほうに目を移して、この2ページに運用収入、下から6行目ですね、仕組債分マイナスと書いてあります、2297万5000円と。これについて説明をしてください

財政課長

当初予算時点では仕組債、いま現在25億円ほど購入しておりますが、そのうちの5億を豪ドルだての、5億円の仕組債の分につきまして当初ではかなり豪ドルに対して円安のほうに振れておりましたので、6月、12月でそれぞれ1125万円ほどの償還があるというふうに見込んでおりましたが、6月は償還がございまして、ただし12月につきましては今回実績といたしましては600万5000円でございますが、あっておりますので、その分の見込みの減を含みまして、今回運用収入の減額をいたしております。

川上委員

この仕組債の基準日はいつになってるんですか。

財政課長

豪ドルだての基準日は12月7日でございます。

川上委員

このばくちのような基金運用というのは、いつまで続けることになってるんですか。

財政課長

満期は3年後ということになっておりますが、早期償還、基準のレートを越えますと償還が見込めますので、なるべく早く償還ができるものと考えております。

川上委員

それはあなた方や我々の努力によることはできないわけでしょう。日本経済が自力が落ちる

しかないわけでしょう。こういうような自国の経済が自力が落ちるとそのお金がもらえるようなシステムにお金を投入するのは間違いじゃないかなというふうに思います。

それから市債、5ページ、22款市債ですけれども、減額になっています。それで今年度末の市債残高の見通しはいくらになりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:29

委員会を再開いたします。

川上委員

それは後で答弁してください。

それから7ページ歳出関係ですが、災害復旧関係予算が各款に計上されていると思いますけれども、総括するとこの分野ではいくらの計上になってますか。

委員長

支出の中で、歳出の中で各款にわたって災害に対する費用があるやろうと。だから災害費に使った総額はいくらかという質問です。

財政課長

今回12月補正では災害関係の経費は計上していません。すべて専決でいたしておりますので。資料の14ページに記載しておりますが、第2号補正ですべて災害復旧費を計上させていただきます。

川上委員

いくらかと聞いたんです。いくらですか。

財政課長

専決予算で計上いたしました額は、災害復旧費で13億1526万9000円でございます。

川上委員

款をまたがってね、今回の補正に災害対策は入ってないんですか、ゼロですか。

財政課長

復旧費としては、今回は12月補正では計上いたしておりません。

川上委員

そういうくりにしていないということなんですね。

それでは歳出の関係だけでも、人事院勧告の影響額、全体について、職員の給料、期末のほかですね、委託料その他への影響額はどうなってますか。

財政課長

勧告による委託料等への影響額については、算出をいたしておりません。

川上委員

算出していないということは、どういうことですか。委託料の関係で減額補正が少しずつありますね。これは人勧の関係は、その影響ではないと、今回補正には反映していないということですね。

財政課長

すみません、先ほどの説明はちょっとまずかったんですが、委託料等には人勧の、今度の期末勤勉手当の減額等については反映をいたしておりません。

川上委員

青少年健全育成会について、昨年度は補正を出して給料の減額を強要したでしょう。そういうようなことは、今回はないんですか。

財政課長

強要はしてありませんが、今回はそういった先ほど申し上げましたように、人勧の影響による減額というものはございません。

川上委員

去年あって、ことしはないというのはどういう考え方ですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:34

再開 10:35

委員会を再開いたします。

児童育成課長

昨年は、人事院勧告により市の臨時職員にあわせて減額をしておりましたけど、本年度からはいたしていません。

川上委員

していないということは、いいことやないですか。その考え方を聞いたんです。どういう考え方なのか。

児童育成課長

あくまでも委託料ということでしておりますので、そこの中の人件費を人勧で市の臨時職員にあわせていたとはいえ、市と委託先とは別という考えで今年度より行っておりません。

川上委員

あなた方の今の答弁とね、日本共産党の考え方は完全に一致しましたね。要するに、あなた方去年のそういうやり方、強要はしてませんというふうに財政課長は言ったけど、それについて反省をしたというふうに受けとめておきます。

それから、まだ少し時期が早いのかもしれませんけれども、不用額の見込みについてはどう考えておられるのかね、もう先いってますからね、お尋ねします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:37

再開 10:37

委員会を再開いたします。

財政課長

今年度の不用額がいくらになるかということは、ただ今のところ、私のほうではまだ把握ができておりません。

川上委員

いま答弁があったら、びっくりするところでしたけど、予算編成方針との関係でできるだけ残しなさいと、残せば来年いいことがあるからというようなことで、必要でなくなったものはもちろん落とさないといけないけど、必要なものでも切り詰めていって残してみたりするようなことがないかどうか、そういうことを心配しております。

それから8ページ、第2表繰越明許費補正の関係ですね。それで災害復旧費で農林水産業施設災害復旧費、各所農業施設災害復旧工事が上がっていますが、内訳をお尋ねします。

委員長

農林は次だから、後回しにしてください。

川上委員

10ページの地方債補正の追加ですね、介護サービス事業会計出資債についてですが、理由をお尋ねします。

高齢者支援課長

地方債の補正であります。介護保険サービス事業会計、筑穂桜の園の管理運営の予算におきまして、筑穂桜の園のスプリンクラー設置工事をいたしました。その工事費4200万円に対しまして、過疎債がこの介護サービス事業会計出資債を財源として充当することといたしておりますので、この一般会計で受け入れ特別会計のほうへ繰り出すことになっております。

川上委員

残る半額はどうするんですか。

高齢者支援課長

介護サービス施設事業債という起債を借ること、同額2100万円を借り入れることとしております。

川上委員

全額借金でやろうとするんですね。今までスプリンクラーが全くなかったんですか。どういう考え方だったんでしょうね、防火対策というのは。

高齢者支援課長

消防法の改正によりまして、改正前は1,000㎡以上平屋建て以外のものについてスプリンクラーの設置義務がありました。平成19年の消防法改正によりまして275㎡以上すべての建物についてスプリンクラー設置義務が生じました。筑穂桜の園は1,665.3㎡で平屋建てのため、改正前の消防法ではスプリンクラーの設置義務がなかったため、当初は設置されてなかったということになります。

川上委員

桜の園については基金がありますね。その基金の活用については、検討されているんですか、この関係で。

高齢者支援課長

今回のスプリンクラー設置工事につきましては、当初基金の充当をすることとして6月補正で予算措置をいたしました。が、財政部局との協議の中で財源につきまして過疎債、交付税措置ができるという判断のもと、財源の変更を行ったものであります。

川上委員

そのことについて、今どう思われていますか。

高齢者支援課長

一般財源を使うことより、そうした起債措置、交付税措置のあるものに活用できたということで、よかったのではないかとはいふには考えております。

川上委員

6月補正前に気付かなかったんですか。

財政課長

6月補正計上時に過疎計画がまだ確定しておりませんでしたので、確定後このスプリンクラー事業に活用できるということになりましたので、今回補正で財源の組み替えをさせていただいております。

川上委員

過疎債は半分でしょう。それで、時期的に急いだほうが良いことだと思うんだけど、あなたの方がもっと工夫ができたんじゃないかと、基金に手をつけるという発想が先行したんじゃないですか。日本共産党はこの基金というのは、入所者のお金を積み立てたものではないですか。それを将来の施設整備に充てるという発想は間違いじゃないかという指摘をしてきたじゃないですか。その指摘をあなた方受けとめなかったでしょう。そのこととの関係では、どう考えておられるのかということを知りたいんです。

高齢者支援課長

基金につきましては、基金条例におきまして桜の園の運営費施設整備等の財源に充てるとき

に限り基金のその全部または一部を処分するというふうに規定されておりますことから、6月の段階ではこの基金を活用しスプリンクラー設置を予算計上したものであります。

川上委員

このくらいにしますけども、原理的に考えてですね、原理的というか、筋から考えると言いましょうか、入所者が自分たちのお金が、払ったお金がそこに積み立てられてるわけですよ。だから例えば、それもちょっと変かもしれませんが、直接入所者にいま還元されるものを使うことってありうると思います。しかし、基本的に公的施設として市が整備してきて維持する責任があるわけですから、入所者にお金を積み立てさせて、それを原資として積み立てて、それでスプリンクラーとかいう発想は、もともと間違いじゃないかと、やっぱり公的施設だから市がきちんと責任を負うと、市がお金を手当てして。だからこの基金の考え方そのものがおかしいんじゃないかというふうに、ずっと言ってきたわけですよ。ですから、そういう意味では今回その基金に手をつけないでね、借金するしかないんでしょうけども、こういうふうに組み替えていくのはやむを得ないというふうに私は思います。今後、基金の問題については別の考え方が出てくるだろうと思います。

それから同じところですけども、児童センター等施設整備事業費についての変更の趣旨をお尋ねします。

児童育成課長

今回設計委託と地盤調査をお願いしておりました、その分をこちらで上げさせていただいておりましたけど、入札等により必要がなくなりましたので、必要限度額の分だけを残して補正させていただいております。

委員長

どこのね。最初から答弁をやり直しなさい。

児童育成課長

穎田の児童センターでございます。

川上委員

水道事業会計出資債については答弁ができますか。

委員長

財政課長わかる。答弁できんやろ。

川上委員

では歳入のほうですね、13ページ。歳入の1款市税、1項市民税、1目個人と書いてます。それで、個人市民税の決算見通しはいくらになりますか。

課税課長

個人の市民税につきましては、当初景気の後退を大きく見込んでおりましたが、その影響額というのは当初よりございましたので5712万1000円、48億4000万円ほどの決算を見込んでおります。

委員長

ちょっと違うやろ。

課税課長

失礼いたしました。5712万1000円を補正いたしておりますので、49億51万2000円の決算を見込んでおります。

川上委員

これが決算見通しの額なんですね、今回の補正後額が。そうすると平成21年度は51億5147万円なんですね、決算額が。それから平成20年度は、53億5574万1000円と。この数字を見られて、減らし過ぎ、見通しが厳し過ぎたので、今回増額補正ということなんですけど、それでもかなりぎゅっと右肩下がりで来てますでしょう。この49億円という数字で大

丈夫ですか。

課税課長

現在のところ、そういう数字を見込んでおります。

川上委員

いずれにしても、このとおりだとしても右肩下がりということですね。ここに飯塚市民の生活の苦しさが反映してるだろうとも思いますけれども、法人のほうはやはり10億8311万8000円が決算見通しになりますか。

課税課長

そのとおりでございます。

川上委員

これはそうしますとね、平成20年度から21年度にかけては下がり、21年度から22年度にかけては上がるということになるんですね、決算、この場合は見通しですけども。これはどういうことが要因と思われませんか。

課税課長

平成21年度につきましては、20年秋のリーマンショックでかなり景気の後退がございましたが、22年度につきましては若干そのあたりの景気が持ち直して来たものと考えております。当初におきまして低く見積もった経緯もございます。

川上委員

リーマンショック以前には戻らないという見通しなんですね。

固定資産税については、さきほど説明がありましたので、これは飛ばしたいと思います。

14ページ、地方特例交付金が確定しています。これはこういった事業との関係があるのかないのかですね、この姿が見えるように説明していただけないでしょうか。

財政課長

地方特例交付金は、児童手当分と減収補てんに伴いまして交付される交付金でございます。

川上委員

ことしの場合はそれがすべてですか。

財政課長

先ほど児童手当と申し上げましたが、子ども手当になっておりますが、子ども手当の分が1億1900万円ほど、それと減収補てん分として9200万円ほどが主な要因でございます。

川上委員

9200万円の減収補てんというのは、何の減収ですか。

財政課長

平成21年度からされております環境車に係る取得税、重量税の減収分が算入されておるのでございます。

川上委員

次は17ページ、環境がおられますかね。おられるね。17ページに、ごみ処理手数料の補正が計上されています。この減額補正の数字の意味をお尋ねします。

環境施設課長補佐

2090万9000円の内容ですけども、クリーンセンターの自己搬入分の減476万円とごみ袋販売等の減1614万9000円の合計額を計上したものです。

川上委員

その数字をどう見るかというところ、どうして1614万円の減額補正をしたのかね、その数字の意味が、市民が聞いてもわかるように答弁してもらえますか。

環境施設課長補佐

上半期の販売実績をもとに見直しを行いまして、減額の算出をいたしております。具体的に

は、家庭系・事業系のほぼすべてにおきまして減額をいたしております。ただし、可燃の中の袋並びに小の袋につきましては、販売量が増加するものというふうに見込んでおります。要因といたしましては、昨年6月に値上げをさせていただきました折にご説明をいたしておりますけれども、市民の皆さんのごみの減量化に対しましてご協力、並びに昨今の景気低迷によりましてごみが減量化しているものと考えております。このようなことから、中と大の袋から中並びに小の袋に利用がシフトしたというふうと考えております。

川上委員

大体言わんとされることはわかりましたけど、1614万円というのはどういう計算でこの1614万円になるんですか。実は、もっと減額補正は大きい数字を出せたんじゃないですか。それを絞り込んでこの程度の減額にしたんじゃないんですか、というふうにも思うわけですよ。だから、先ほどあなたが言われたごみ減量化ね、大が中になり小になっていってる傾向、それがどういう数値があったから、この1614万円の減額にしたというふうに説明してもらえますか。

環境施設課長補佐

家庭系の大で申しますと、約9.4%の減ということで見込んでおります。それから中につきましては、17.2%の増、小につきましても20%の増ということで見込んでおります。同様にびん・かんの大、それから不燃の大につきましては、いずれも20%近い減を見込んでおります。その減額幅が小さすぎるのではないかとということにつきましては、昨年6月の値上げということで、まだ完全に市民の皆さんに定着しきってないのではないかとということで、このような減額幅にさせていただいているものです。

川上委員

市民に何が定着してないんですか。それとこの減額の補正の額が、どういう関係になるんでしょうか。

環境施設課長補佐

あまり歳入を絞り込み過ぎました場合に、ごみ袋の利用といたしますのが、先ほどから申し上げておりますように、まだ新しい袋をご利用いただいて時間が経っておりません。従いましていま申し上げましたように、大の袋から中、あるいは中から小に状況が移動しておるというふうな状況ですね、市民の皆さんとしてもどれを使おうかというのが完全に定着しきってないんじゃないかというふうに考えております。そのようなことから、あまり大幅な減額については、もう少し定着するまでに時間がかかるというふうに思っております。

川上委員

微妙なことを考えたという答弁なんです。これらを前期実績に基づいて減額しようとする、もっと大きな数字になると。そうするとね、あなた方が6月に値上げを強行されたけども、その不合理性というのが数字で明らかになると、その傾向が。そういうことじゃないんですか。それで、このごみ手数料の収入なんだけど、不法投棄だとかね、ボランティアで片付けるでしょう。そのときにごみ袋を出しますね。そこからの収入はないんですか。

環境施設課長補佐

不法投棄につきましては、環境美化係並びにシルバー人材センターのほうに委託しております。収集をしております。これにつきましては直接車両のほうに投入しておりますので、収入というのはありません。それからボランティアにつきましては、市民の皆さんからの申し入れをいただきまして、ボランティア袋というものを無料で配布させていただいております。従いまして、こちらにつきましても収入というのはございません。

川上委員

不法投棄の回収でもね、それからボランティアでもね、市民の方は非常に協力されてると思うんですね。そういう意味から言えば、このごみ処理手数料、ごみ袋代の昨年の値上げという

のは、そういう努力をされてる市民に対しても非常に負担をかけ続けているものであるというように思います。

23ページの地域子育て支援拠点事業費補助金の減額ですね。これについては国庫支出金へ制度変更という説明が資料にあります。少し説明していただけますか。

保育課長

地域子育て支援拠点事業費につきましては国庫補助対策事業の組み替えに伴いまして、いま言いましたように平成22年度の次世代交付金となったものを減額補正しております。内容につきましては、主に市内にあります地域子育て支援センターに関する事業の分でございます。この分が今回の国庫の事業の組み替えによりまして、減額になったということでございます。

川上委員

ちょっと分かりにくかったんだけど、23ページの下から4行目ですね。ここは県支出金なんです。これが国庫支出金に変わったということでしょう。国庫のほうはどこに載ってるんですか。

保育課長

19ページのところで、次世代育成支援交付金のところで出てきております。19ページの児童福祉費補助金の中の次世代育成支援交付金、この中の特別保育関係がございますけど、この中の子育て支援拠点事業ということで、ここに計上させていただいております。

川上委員

この減額が2497万円でしょう。19ページの5つ事業がありますけども、どこに入っているんですか。プラスで来ないといけないでしょう、2497万円。

保育課長

子育て支援事業全体では次世代育成交付金につきましては1140万円の減額になっておりますが、これは延長保育とかそういうものについて9400万円ぐらいが県のほうに移行したというかたちで、全体調整をした中での減額補正というふうになっております。

川上委員

ちょっと分かりにくいですね。勉強しましょう。

それから34ページ、これはもう歳出ですね。失礼しました。34ページの報償費、財産管理費の報償費ですね、弁護士謝礼金471,000円。これは補足資料を見ますと、旧庄内町町有地売却における損害賠償等請求住民訴訟事件控訴審着手金ということになってますけど、これはどういう事件ですか。

管財課長

きょうの委員会の報告事項のほうにも挙げておりますけれども、先の9月27日の総務委員会のほうに報告をしておりました旧庄内町の町有地売却に係ります住民訴訟請求事件等につきまして、9月6日付で原告の請求を棄却する旨の判決を行ったことについてご報告をしておりました。この件につきまして、その後、この判決の全部不服といたしまして、平成22年9月14日付で福岡高等裁判所に対し控訴状が提出されたものでございます。その着手金ということで計上させていただいております。

川上委員

控訴審になってるんですね。それで争点は何なんですか。この弁護士は顧問弁護士ですか。

管財課長

弁護士につきましては顧問弁護士の井上弁護士になります。争点ということですが、主な争点は、訴状の中では一般競争入札と公告の手続についてが争点となるものと思われまして。

川上委員

競争入札があったんですね。公告の手続が問題というのはどういうことですか。なぜこれが損害賠償請求ということに提訴されてくるんですか。

管財課長

一審の判決でございますが・・・

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:10

再開 11:11

委員会を再開いたします。

管財課長

一審の報告の中でもご報告申し上げておりますが、いわゆる入札手続等におきまして、公正な手続によって地価を著しく下回る価格で売却したと。これによりまして旧町は適正な売買価格と実際の売買価格との差額の損害を被ったということ、また土地購入者が2名おられますが、その同差額について不当利得したといった点につきまして、いわゆる手続上の問題があったと、入札手続等の問題があったということで、一審の判決を受けて争点になっておりました。

川上委員

全体の奉仕者たるべきものが、その地位を利用してこの手続きを歪めたのではないかということなんでしょう。住民側は、市は損害を被ったのだから、いま言ったような立場の人に損害賠償請求をするべきだという裁判なんですね。そういうことなんでしょうかね。

管財課長

そういうことも含めまして、入札にかかわった部分の具体的に申しますと、窓口等のパンフレット、それから入札に参加する必要な資格、そういった入札場所及び日時等、必要な事項を広く一般に判決の中で周知したものと評価すると出ておりましたけれども、控訴の部分ではその部分が、法に基づいた部分で不十分ではなかったかといったことも1つの争点と考えられます。

川上委員

岩崎浄水場官製談合汚職事件のときでも、住民から損害賠償請求したほうがいいんじゃないですかと、監査請求がある、棄却する、住民提訴に及ぶと一審で市が敗訴して、請求せよということになるんでしょう。その後、控訴審ということになるんだけど、和解金だけはちゃっかりもらってね、反省はまるでないというのが、今の飯塚市の到達ということになってると思うんですよ。従来からというか、1回うちは損害を被ってないというふうに言い始めたらずっとそれを言い続けなければならないと。これは行政とは継続であるというふうによく答弁があるけど、そういうこととは違うと思うんですよ。いったん市には損害がないといったとしてもね、よく検討してみて、再検討するということはね、行政の継続の流れの中である、当然あることだと思うんですよ。私は弁護士費用を出すというのも考え方もしれませんけども、もう一度冷静に当時のことを調べてですね、必要な手続きを取ってみる必要があると思うんですけど、請求を受け入れる考え方というのは全くないですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:16

再開 11:16

委員会を再開いたします。

総務部長

一審どおりに、私どもといたしましては弁護士のほうにご依頼をしておるところでございますので、あとは訴訟の結果というかたちになろうかと思っております。

川上委員

弁護士の報償費の予算計上ですからね、このくらいにします。

それから46ページ、3款民生費ですが、8節の報償費、長寿祝金の減額補正の理由についてお尋ねします。

高齢者支援課長

8節報償費でのこの長寿祝金の減額につきましては、平成22年8月1日現在での対象者が確定しましたことによりまして、213万8000円を減額補正しております、執行残となっております。

川上委員

これは人数にするとですね、どのくらいの方々への影響額なんですか。

高齢者支援課長

当初予算時では、総人数で2,125人を見込んでおりましたが、8月1日現在で2,002名というふうに確定をしております。

川上委員

この123人の方の見込み違いというのは、何が要因ですか。

高齢者支援課長

対象見込み者の転出、あるいは死亡によるものであります。

川上委員

所在不明の影響はないんですか。

高齢者支援課長

所在不明者の方は、今回は該当者がおられませんでした。

川上委員

同じく報償費、地域密着型サービス事業者選考委員会謝礼金の6万円減額するということなんですが、6万円減額する理由とこの選考会の活動状況をお尋ねします。

介護保険課長

ここに計上しております減額分につきましては、当初2日予定しておりました選考会を1日で終わりましたことからの執行残を整理しております。活動といいますと、選考会にかかります資料を事前に対象委員さんのほうに見ていただきまして、選考会は1日でございますけども、事前に交付させていただいて審査していただいて、選考会としては1日で終わっております。

川上委員

これは地域密着型サービス事業者ということなんですが、具体的にはどういう事業なんですか。

介護保険課長

平成22年度に募集しました地域密着事業所につきましては、小規模特別養護老人ホーム、地域密着型を1事業所、小規模多機能居宅介護事業所を2事業所募集しております。

川上委員

それで、資料の事前配付はどれくらい先に渡すものですか。

介護保険課長

選考会1週間前には交付しております。

川上委員

選考された事業所と場所、代表者、どなたかお尋ねします。

介護保険課長

小規模多機能居宅介護事業所につきましては、2事業所募集しておりましたけども、応募がございませんでした。小規模特別養護老人ホームにつきましては、施行場所が菰田で芳寿会という社会福祉法人に決定しております。

川上委員

その選考されたところを含めて、応募があったのはいくつですか。

介護保険課長

小規模特別養護老人ホームについては、7事業の応募がっております。

川上委員

私は情報公開請求によってその資料を入手しましたけれども、なかなか1週間では目を通すのがやっとならないでしょうか。つまり、場所が示されてるわけですから、それを見に行く。それから資金の手当てのことが書いてあるけども、その記載が事実であるかどうか、調査が必要なんですね。例えば、明星寺北谷の市のため池がガチャガチャにされてますけど、あの地にプランがあったんですね。あったんですよ。特別養護老人ホームを市のため池、ちょっと押せば壊れるようなね、ため池だったかどうか分かりませんよ、その後壊れたけど、7月の雨が降れば壊れるくらいの堤防、導管があるわけじゃないでしょう、溢水してくるわけでしょう、そういう堤防が上にあるような真下に特別養護老人ホームをつくらうなんという提案が出されちゃったわけですね。そういうのをまともかどうか調べるためにはね、1週間では足りないのではないかと、他の事業所も含めてね。資金がこれで手当てしますというふうに書いてあるけど、それが本当だろうかというのを調べないといけませんよ。1週間で足りるかなと思うのに、この事業者選考会は2日予定してるのにたった1日で終わったと。1日というけど、何時間審査したんですか。

介護保険課長

午前の9時から、確か夕方6時までかかっております。

川上委員

ではですね、もっと時間をかけてね、きちんとやるべきではなかったかと思います。それで、そのためには6万円を、まさか6万円を削るために1日でやりましょうといったわけではないと思いますけども、もっと時間かけてやるべきだと思うんだけど、選考会の委員はどなたなのかね、紹介してください。

介護保険課長

九州大学の医学博士がお一人、萩原明人博士でございます。もう1人が近畿大学九州短期大学准教授 澁田英敏氏、元福岡県国民健康保険団体連合会事業部長 四ヶ所文孝氏、日本公認会計士協会北部九州会 公認会計士 山本智子氏、社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 事務局次長 波多江重則氏の5名でございます。

川上委員

このメンバーを選んだ理由はどうなってますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:28

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

介護保険課長

地域密着型の事業所の公募につきましては、以前から平成20年度実施した経緯がございますけども、6月に諮問機関等の基準が出ましたので、基本的には全員外部委員という形で考えまして、前回の教訓を得まして、経理に詳しい方と、それと社会福祉法人の指定に関する業務そのものについて専門家を加えております。

川上委員

50ページ、20節扶助費の乳幼児医療費です。1689万4000円増額補正ですが、算定根拠をお尋ねします。

健康増進課長補佐

乳幼児医療費でございますが、医療費自体は増加傾向にあります。しかしながら、乳幼児医

療費、ひとり親家庭等、重度障がい者の決算見込額につきましては、これらの医療費の対前年度伸び率が年度によってまちまちであり、上がり下がりがかなりあることから、10月から3月分見込額は、基本的には4月から9月の実績に過去3年分の伸び率の平均値をかけて算出したしております。これにより乳幼児医療費につきましては現計予算額2億5718万9000円の6.6%、1689万4000円を増額し、決算見込額2億7408万3000円にするものであります。

川上委員

分かりました。

51ページ、寡婦医療の助成費補助のことについてお尋ねします。9月末で制度が廃止になったわけですが、どういう影響が出ておるのか。補正でお尋ねします。

保健福祉部長

ひとり親等の医療費につきまして、この中に寡婦医療も含まれております。これにつきましては平成20年10月に条例改正いたしまして、寡婦医療につきましては廃止と。その後2年間継続いたしまして、ことしの9月末をもって廃止ということになっております。22年度の予算につきましては1月当たり466万円ほどの医療費が今まで平成22年度1カ月はかかっておりますので、その4カ月分でございます。医療費は2カ月ずれて支払いいたしますので、1864万円ほどの減額措置ということになってまいります。

川上委員

それは補正予算書では表れないんですか。

保健福祉部長

ひとり親家庭、これは母子家庭、また父子家庭、そして寡婦医療等すべて含まれておりますので、この中で一見して分かるということはありません。

川上委員

それで、その内訳を分かるように言っていただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:32

再 開 11:32

委員会を再開いたします。

健康増進課長補佐

平成20年度につきましては年間医療費が2858万1209円、月平均人数が797人、1月当たりの1人当たり医療費が5,977円でございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:32

再 開 11:44

委員会を再開いたします。

川上委員

ちょっと質問が分かりにくかったと思います。やり直します。補正額214万円にかかわる寡婦医療費助成事業の影響を尋ねます。

保健福祉部長

当初予算におきましては、およそ3450万円ほどの支出を見込んでおりましたけれども、9月でございますので数字は固まっております。2858万1000円、差引き590万円ほどの減額となっております。原因につきましては、寡婦医療につきましては経過措置でございますので、20年度の10月以降新しい方が入ってこられません。毎年減っていくような状

況になってきますけれども、21年度では927人ほど月平均おられましたけれども、22年度では790人ほどになっておりました。この影響かと考えております。

川上委員

9月末で廃止になって、病院にかかりにくいとか、かかれないとか悩んでおられる方が何人も私の周りにもおられましたけれども、790人と言われましたけど、この方々があなた方の施策のために病院にかかれなくなると、そして健康を壊していくということがないように、一人一人についてきちんと手当ををする必要があると思います。

次に53ページ、委託料ですね、13節委託料、子育て支援ガイドブック作成委託料ですが、これの減額は補正資料にもありましたけど、もう少し詳しく説明してください。

児童育成課長

当初予算を6005万7000円で組んでおりました。うちのほうで仕様書をつくりまして、一応業者の方に見積もりをいただいたわけなんですけど・・・すいません、当初予算で605万7000円予算計上いたしておりましたけども、指名競争入札によりまして471万3000円不用となりました。その分を減額しております。契約は補正後134万4000円となっております。

川上委員

これは県補助10分の10という説明になってますけども、これは当初からこの県補助10分の10だったんですか。

児童育成課長

そのとおりでございます。

川上委員

委託料がこんなに下がって、内容が、あなた方が当初考えていたものより貧弱になることはないと思うけれども、充実したものができますように要望したいと思います。

それから54ページ、新型インフルエンザ予防接種費助成金が出ておりますけども、生活保護以外の低所得者に対してはどのような内容になっておるのかね、お尋ねします。

飯塚市保健センター所長

平成22年度におきましても、昨年同様、非課税世帯及び生活保護世帯の低所得者に対しまして、接種費用1回接種者3,600円、2回接種者6,150円につきまして全額補助するものになっております。

川上委員

この額は何人の方に接種する予定の額なのかですね、お尋ねします。

飯塚市保健センター所長

この額は、1回接種86,043人の対象者のうち、非課税世帯を43%見込み、接種率35%で算出しますと12,949名、それから2回接種13,106人も同じく非課税世帯割合43%、それから接種割合35%を計算しまして、1,972名の方に対して合計5874万5000円を助成するものであります。このことにつきましては、市民の皆様へは10月の市報、並びに12月の市報及びホームページでお知らせをいたしております。

川上委員

これは、財源は何を充てるんですか。

飯塚市保健センター所長

財源につきましては、国庫補助2分の1、県4分の1、市町村4分の1の負担となっております。

川上委員

それで、例えばその枠以外の高齢者について、特別に市の独自努力で枠を広げてやろうというような検討はされたことがありますでしょうか。

飯塚市保健センター所長

65歳以上の高齢者につきましては、毎年季節性のインフルエンザ予防接種につきまして、1,200円で接種できるよう助成をいたしております。本年度につきましても、同様の措置をとっております。

川上委員

次に55ページに戻ります、すみません。それで55ページの1節報酬、地域医療対策室参与報酬306万円の減額補正ですね。これは何の減額ですか。事情がわかるように説明していただけないでしょうか。

健康増進課長補佐

地域医療対策室参与報酬でございます、前参与は平成21年度をもって退職されましたので、その報酬額を減額しております。

川上委員

その参与は誰だったんですか。

健康増進課長補佐

福田参与であります。

川上委員

その方は、どういう身分で平成21年度参与として配置になってたんですか。

人事課長

先ほどの理由からあわせまして、人事のほうからご説明をさせていただきたいと思います。これの最大の原因は当初予算の作成方法にあるかと思えます。当初予算の作成時点におきまして、平成22年度の組織体制がまだ確定をしておりませんでした。したがって、23年度に存在する組織体制で当初予算を組みましたが、失礼しました21年度の体制をもって22年度の当初予算を組んでおりましたけれども、21年度末に担当課あるいは部と協議をいたしまして、この対策室についての設置についてはですね、21年度をもって終わるといような結論に至りましたが、当初の分にはそれが残ったまま計上しておりました。したがって、この12月補正におきまして組織体制の見直し、これはこの対策室に限らず他の組織についても同様でございますが、現在あるべき姿にすべて補正をかけまして、人件費それから報酬につきましても減額あるいは増額の補正をさせていただきまして対応しております。それから身分の件でございますけれども、これは地方公務員法3条に基づきます非常勤特別職という位置づけで置いておりました。

川上委員

身分的には非常勤特別職ということですので、まずお尋ねしますけれども、この方は退職されて今どこで働いてあるんですか。

保健福祉部長

いま退職されておりますし私事になりますので、申しわけございませんが答弁を控えさせていただきます。

川上委員

地方公務員法3条の臨時の特別職だった方のその後の働いてある所を答えられませんか。

保健福祉部長

先ほども申しましたように、もうお辞めになってありまして、私事になりますので、申しわけございませんが、今どうされているということは答弁いたしかねますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

私は予算に計上している地域医療対策室を辞めてまで働きに行かれた所をね、市民が知って何が悪いかと思えますよ。それで、だいたい地域医療対策室というのは、いま参与はいないま

まなんですか。

保健福祉部長

現在はおりません。これにつきましては、本市の財政状況も非常に厳しいということから、できるだけ現有勢力で頑張っ、どうしても必要な場合にはまたお願いしたいと思っております。そのときにはよろしくお願いたします。

川上委員

今かなり重大なことを言われたんですね。どうしても必要な場合にはまたお願いすると、お金がないからと、今は必要じゃないという認識なんですね、保健福祉部長が。

保健福祉部長

そのようなことではございません。できるだけ現有勢力で頑張ればと思っ、やっております。このため、地域医療振興協会とはことしから月1回のペースで調整会議を持つなどして意思の疎通を図り、極力不都合のないように努めてまいりたいと思っております。

川上委員

要らないという認識なんですね。この地域医療対策室参与は。地域医療対策室というのもないんでしょ、そのものが。参与ももちろん要らないと、今は。保健福祉部長は、そういう認識なんですね、今。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:59

再開 12:01

委員会を再開いたします。

保健福祉部長

参与につきましては市立病院設立当時、スムーズな運営ができるようにとか、地域住民とまた各医療機関との連携調整といったこと、またそういったことを主な職務として、市立病院ができた当時そういう役目を持って働いていただいております。現在多少なりとも落ち着いてますし、現状私どもでもどうにか頑張れると思っておりますので、廃止いたしております。

川上委員

とんでもない認識を聞きました。いま市立病院が医者が不足して、どれだけ苦労してるかと。去年一定の前進はありましたよ。しかしあなた方自身が一番知ってるじゃないですか。それで事態はそう大きく変わってないわけでしょう。しっかりうなずかれてますけど、そうなんですよ。そうするとね、なぜ福田さんが退職していく頃にこの地域医療対策室を作っ、ね、事態は変わらないんすよ。でも行き先が見つかったら対策室そのものを廃止すると。こういうやり方は飯塚市でまかり通っていいんかと、そういう声上がるわけです。保健福祉部長だった方が自分がいろんな意味で責任を持つ施設に、もう何年もしないうちに行くということがあっていいと思いませんか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:02

再開 12:02

委員会を再開いたします。

川上委員

申しわけありません。質問をやり直しましょう。市の幹部だった人が、市と関係の深い保健福祉施設に行くというようなことが、一般的にあっ、良いと思っ、かということをお聞いたんです。そのためにね、予算計上をしてる地域医療対策室、重要な仕事でしょう。直接、市民の命とか健康にかかわる仕事なんですよ。それを袖にして行くと、こういうのを許していいんで

すか。そして半年間も後を埋めないと、今はもう必要ありませんとかいう答弁、こういうことが通用していいのかと飯塚市で、という質問なんです。どう思いますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:03

再開 12:03

委員会を再開いたします。

保健福祉部長

先ほども答弁いたしましたけれども、辞められた後のことでございますので、私ごとになりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

川上委員

ことしの予算計上から昨年の予算編成方針、それから予算原案づくり、概算要求、それから市長ヒアリング、復活があるかもかもしれません。予算上程、この時期というのは本当に大変なことが起こったということが垣間見れたと思います。

次は58ページ、環境基本計画策定委託料。58ページの5目環境対策費の13節委託料ですね。この減額の理由をお尋ねします。

環境整備課長補佐

環境基本計画策定委託料の減額につきましては、プロポーザル方式によりまして3社の見積もり等で決定したところ、決定した会社の金額が当初予算よりも大幅に減額されたということで、執行残というかたちで減額しております。

川上委員

この減額した分は確定になるんで、これが不用額ということになっていくんですか。

環境整備課長補佐

そのとおりでございます。

川上委員

衛生費の59ページですけど、衛生費の7目上水道費は答弁ができますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:05

再開 13:00

委員会を再開いたします。

川上委員

補正予算書59ページの4款衛生費、7目上水道費のうちですね、水道事業会計補助金の減額補正がありますけれども、この内訳をお尋ねします。

財政課長

今回補正をいたしております補正額の内訳でございますが、1つは簡易水道事業施設が落雷被害に遭いまして、それに伴います復旧費にかかる分が375万1000円、それと水道事業会計出資債分の減額分が1780万円、これは減額をしております。この2つによる補正でございます。

川上委員

この落雷はいつ、どこに落ちたものですか。

財政課長

被害の日時等は承知しておりませんが、高田浄水場の被害というふうに報告を受けております。

川上委員

市としては、その落雷があったことは確認してるんですか。

財政課長

私のほうでは確認はいたしておりません。

川上委員

通常、上下水道事業との関係はそういうようなやり方でお金を出したりしてるわけですか。

財政課長

経理上の確認を行った上で、補助金の支出額を予算計上させていただいております。

川上委員

帳簿は確認するけど、その事実があったかどうかについては確認しないと、それが通常ルールなんですね。

財政課長

ルールと言えるほどのことかどうかは存じませんが、そういったかたちで補助金の予算を計上させていただいております。

川上委員

帳簿が揃っていれば、事実があるかないか確認しなくてもお金を出すということですね。それから水道事業会計出資の減1780万円、この理由は何ですか。

財政課長

水道事業会計のほうで実施しております第8期拡張事業費、これの契約額の確定等による決算見込に基づきまして、出資債分1780万円を減額いたしております。

川上委員

こちらのほうはよく確認してるじゃないですか。企業会計のほうの補正予算書を見ると、一般会計出資金の減は、説明は一般会計出資金減と書いてあるんです。何のことが分からないでしょう。それから比べると、雷が落ちましたという事実を確認しないでぼんとお金を出すというのはね、今後このルールを、こういうやり方をするというのは、ちょっといかがなものかということを指摘しておきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:04

再 開 13:06

委員会を再開いたします。

次に、5款労働費から以降の質疑を許します。

川上委員

62ページの15節工事請負費、三軒屋・工場団地線道路新設工事の減額補正についてです。この理由をお尋ねします。

土木建設課長

この減額措置につきましては、入札執行残処理による補正でございます。

川上委員

入札の結果をそれぞれ伺います。

土木建設課長

1工区入札予定価格5233万6200円に対し請負額が4325万4750円、2工区予定価格5058万600円に対しまして請負高4171万5450円、同じく3工区入札予定価格6107万6400円に対し請負高5173万1400円、同じく4工区入札予定価格5738万4600円に対し請負高4860万4500円です。

川上委員

従前と比べて落札率が低下してるように思いますが、どういうことが要因だと思いますか。

土木建設課長

入札結果を見ますと、くじ引き等の処置となっております。そこら辺は業者のほうの仕事を取りたいということの表れじゃないかと思います。

川上委員

62ページの労働諸費、緊急雇用創出事業の委託料が2件出ております。これは、いつからいつまでこの事業を行うのか、お尋ねします。

商工観光課長

今回計上させていただいております緊急雇用の委託事業につきましては、議決をいただいたのち1月から3月の期間を予定しております。

川上委員

新規の雇用が合わせて40人発生するという事です。現在、従来 of 緊急雇用対策事業で仕事をしておられる方は何人おられますか。

商工観光課長

現在、就労されているということでございますが、平成22年度当初予算、6月補正、9月補正の3回におきまして計19件の事業を行っております。事業によってその期間というのはばらつきがございますが、実人員で、これは予算ベースでございますが176名の方が雇用の予定ということでいま事業が進んでいるところでございます。

川上委員

例えばきょう現在、きのうでもいいんですけど、いまの段階では何人が働いていますか。

商工観光課長

申し訳ございませんが、事業につきましてはそれぞれの所管課のほうで対応している部分も多くございますので、現在の数字は把握しておりません。

川上委員

そういう数字は把握しないようにしているんですか。把握しなくてもいいのかなというふうに思うんですよ。その事の性質からいってですね。どう思われますか。

商工観光課長

先ほど言いましたように、現在事業を実施している関係で実績の事業終了後、それぞれの報告の後では把握を当然しておりますが、進行中につきましては、申し上げございませんが、把握をしておりません。

川上委員

事の性質上ですね、やっぱり予定どおり雇用が行われておるのかどうかとか、特にもう今月は年末でしょう。いろいろ経済的にも大変な状況があるときだと思っただけで、何人に効果が出ているのか、今、そういうのは把握する必要があるのではないか。そういう意味では新規の30人、またもうひとつ10人ですね。この方たちについても就労がいつごろからできているのか、その状況がどうかというのは手の平に乗るようになりませんか。

経済部長

質問者ご指摘のとおり、緊急経済対策という事業の主旨からも照らし合わせてみましても、私どものほうで今後そうした事業の進捗管理についても現状を把握するよう、関連部局とも情報収集をとりながら努めてまいりたいと考えております。

川上委員

それで要望ですが、ぜひ検討してもらいたいのは、県の基金からメニューが来て、噛み合うものはやっていくというだけではなくて、飯塚市の今の仕事がないという状況、飯塚市にかみ合ったような対策を工夫できないかと、既製品ではない飯塚型の対策を。考えても財源がなかりうと、お金がなかりうとということで最初から考えないということではなくて、やっぱりそういうのをぜひ考えてもらいたいなど。考えれば、よいということになれば、お金もつくっておこ

うとなるじゃないですか。これは要望しておきたいと思います。

それから64ページ、6款農林水産業費の1項農業費、3目農業振興費、19節強い農業づくり事業費補助金ですね。この減額の理由をお尋ねします。

農林課長

この強い農業づくり事業費補助金につきましては、国庫補助金をもって実施主体が事業を行うわけでございますが、この事業は福岡嘉穂農協さんが集出荷貯蔵施設を建設するために国庫補助金を利用して建設されるというふうに申請をされておったわけでございますが、申請が不採択となりましたので減額をするものでございます。

川上委員

これは国の事業ですか。資料集では県補助10分の10となってますけど、県を通過してくるわけですね。事業不採択になったのはなぜでしょうか。

農林課長

一度難しいというお話がありましたので、また県のほうに夏の終わり9月頃でございますが、再度要望等を行ったわけでございますが、おそらく県のお話では、今は民主党政権で行われておりました事業仕分け、補助金等の見直しによる影響が多いのではないかというような回答を得ております。この事業に申し込みました福岡県内の市町村、すべて採択というふうに認められてないということでした。

川上委員

この申請した事業が不採択になってお金をもらえなくなったけれども、困ることはないですか。

農林課長

福岡嘉穂農協さんと協議しまして、集出荷貯蔵施設でございます、農家の方が集められたものを貯蔵して、それを適切に出荷できるような体制をとるわけでございますが、再度いま協議をしましてもう一度県のほうと協議をしまして、来年度、遅くとも再来年度までにはもう一度申請をさせていただきたいというような協議を行っております。

川上委員

これは、場所はどこを予定されているんですか。

農林課長

福岡嘉穂農協さんの本所のある敷地内でございます。小正でございます。

川上委員

わかりました。TPP、環太平洋で関税をゼロにして、農産物だけではありませんけど、労働市場も開放してということなんだけど、輸出産業にはありがたい話けど国内産業は壊滅すると、しかねないというようなことがいま民主党政権のもとで打ち出されてるわけですね。それに対して、やはりきちんと農業だけではありませんけど、農業はとりわけ保護していくと、振興される必要がある分野なんですけど、これを国が、そう言えばきついかもしれませんが、一方的に不採択にするというのをああそうですかというわけにはいかないんで、先ほど答弁ありましたようにTPPに反対するというのも大事だけど、一つ一つ農業振興のために力を尽くしてもらいたいというふうに思います。

それから67ページ、工業団地の草刈がありますね。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、13節委託料、各工業団地草刈委託料、58,000円の減額補正が出るといってませんでしたね。こういう減額補正を出すのはなぜなのか、お尋ねをいたします。

産学振興課長

工業団地草刈委託につきましては、それぞれの工業団地の草刈につきまして、業者さんのほうに三者見積を取りまして、そしてその入札残ということで減額をさせていただいております。

川上委員

こういうお金をなぜ12月議会で落としてこないといけないのかが疑問なんだけど、なぜ12月議会で減額できるんですか。

財政課長

12月の補正で、冒頭でご説明しましたように、今回の12月補正で実績に基づいた経費の見直し、通常私たちは洗い直しと行っておりますが、そういったかたちで契約残を減額、また新規の分につきましては、今後の所要額を見込んで補正するという趣旨での補正を行っておりますので、この会計につきましても減額の補正を計上させていただいております。

川上委員

次に、2目商工業振興費の1節報酬、新産業創出支援事業補助金審査会委員報酬の、これも小さいんですが、減額ですね。減額の理由、それから審査会の活動状況をあわせてお尋ねします。

産学振興課長

減額の理由につきましては、審査員が欠席されたことによる減額でございます。活動状況につきましては、新産業創出補助金の審査をしていただくということで5月に開催しておりますが、そのときに採択の審査会、それから前年度の実績の報告というものを同時に審査させていただいております。

川上委員

一見、採択をしたということなんだけど、どういう事業を採択したんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:24

再開 13:30

委員会を再開いたします。

産学振興課長

失礼しました。新産業創出支援センターで採択されましたのは3件ございます。1件は無人野菜販売の冷蔵ハウスの開発、それから情報漏えい防止ソフトウェアの新機種の新機能の開発、それから予約サービスシステムの開発とこの3点が採択されております。しかしその中の1点が、次の19節にも関連しますけども、140万円のいわゆるワンストップ予約サービスのシステムの開発した分については、後ほど辞退が出てきております。

川上委員

マルテックがかかわったのはどれですか。

産学振興課長

マルテックはかかわってはおりません。

川上委員

じゃあですね、68ページ、19節産炭地域小水系用水道事業会計補助金の減額補正、理由をお尋ねします。

産学振興課長

上下水道局の平成21年度決算調定額の確定によるものでございます。

川上委員

それから同じく飯塚研究開発機構補助金、さらに産業振興活動費補助金、研究開発室使用料等助成金、新技術・新製品開発補助金の、増減はありますけど、補正の理由をお尋ねします。

産学振興課長

研究開発機構補助金につきましては、人件費等の精査によって増額でございます。それから産業振興活動費補助金でございます。これはチャレンジプロジェクトという事業をやっておりますが、4件を採択して予算の残ということで減額いたしております。それから研究開発室使用料

等助成金でございますけども、これは当初予算の見込から若干減ったことによって108,000円の減額をいたしたものでございます。それから新技術・新製品開発補助金につきましては、先ほど申しましたけども1件採択した中で1件辞退がしましたので、その分を減額いたしております。

川上委員

続いて、次の行にあります企業立地促進補助金、これについては説明がありますが、この新要綱分適用のですね、1社追加、これはどこの会社で、場所がどこにあるのか、まずお尋ねします。

産学振興課長

この追加になりました分はメディサ新薬という企業で、旧穂波の平恒の工業団地でございます。

川上委員

資本金はどれくらいの会社ですか。

産学振興課長

いま手元に資料を持ってきておりませんので、記憶いたしておりません。

川上委員

お金を交付するまでの手続きは、あとどういうことが残ってますか。

産学振興課長

平成22年3月に申請がございまして、それから事業の変更申請を22年7月に受けまして、平成22年の1月から20日までの間に補助金等の交付申請期間となります。そして平成23年の1月に審査会を開きまして、その後決定をするという手順で準備を進めております。

川上委員

事前協議はどういうメンバーで、いつごろしたのかお尋ねします。

産学振興課長

事前協議というとちょっとよく分かりませんが、これから審査会をして決定をしていくというような運びになります。

川上委員

担当課としては、この会社と何も話した覚えはないと言われるんですね。

産学振興課長

申請書が提出されますと、その申請書を確認してそれから現地の調査に参ったりと、そういった作業はいたしております。

川上委員

そのところをこう的確にいつ、どういうメンバーで、どこに行ったのかとか、相手は誰で、どういう話をしたのかとかいうふうに言えますか。難しいですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:37

再 開 13:42

委員会を再開いたします。

川上委員

経済部長にお尋ねをします。68ページですけども、21節貸付金、中小企業資金融資預託金の減額ですね。これはどういう事情で、これほどの減額になっておるんですか。

商工観光課長

この中小企業資金融資預託金の減額でございますが、これは融資の関係で金融機関に預託を行いまして、その事業内容によりまして預託金の2.5倍から3倍の融資を行うという契約を実

施しております。この減額につきましては、平成22年度当初予算、昨年の9月時点におきまして、返還の残額をもとにしまして予算計上させていただいております。今回12月の議会におきまして返還額等を精査しまして、平成21年度返還額、基本的には平成15年度の災害の貸付でございますので、これにつきましては増えることはございませんので、償還があった分だけ減るといようなかたちで、繰り上げ等の償還で62件償還が終了しております。これに呼応する預託金を減額させていただいております。

川上委員

そうすると4千万円の財源ができることになりませんか、経済部関係で、商工振興関係で。

商工振興課長

これにつきまして預託金でございますので、貸付金でございますので、年度末に市のほうで支出して、歳入も受け入れ差し引き0でございますので、余剰な財源の発生は生じません。

川上委員

この関係でいうとですね、実績がゼロのままですか、まだ。今年度貸付金の、新規のやつは。

商工振興課長

いま委員のおっしゃいましたように市の融資につきましてはゼロでございますが、ご存知の通り、国のほうが緊急融資制度、セーフティネットを実施しております。この関係で平成22年度につきましては11月末現在で345件、これは平成20年から開始しております、先ほどの平成22年度の345件、20年度、21年度合計で1925件の申し込みがっておりますので、現在はこちらの融資を活用されている状況だと考えております。

川上委員

そうすると、市の独自のほうは実績なしということであればですね、よく向こうと話し合っ、もう出さないと。3月末にもらうでしょう。もう出さないと、出しても少しということで、何千万円か財源が作り出せるんじゃないですか。そういうわけにはいかないんですか。

商工振興課長

先ほど申しましたように、平成15年、21年度の災害を中心に、まだかなりの融資の残高が、平成15年度の災害分が残高が5億8900万円ほど、21年度の災害分が1億8400万円ほどまだございますので、それに呼応する預託金が必要になりますので、新規の分も若干ございますが計上はしておりますが、災害の分がほとんどということになります。

川上委員

いろいろルールはあるんでしょうけど、話し合ってみたらどうですか、ちゃんと。どうもね、ここから財源が出てきそうな気がするんですがね。決まったことやから口に出せませんということないでしょ、言ってみて1千万でも2千万でも3千万でも財源をつくり出して、そして市長が公約した住宅リフォーム助成事業の財源に例えば充てると。3月に検討します、6月には導入に向けて検討しますという経済部長の答弁でしたでしょ。ところが、いろいろ言われるけど、お金がないという言い方なんですね。共産党の考え方で言えばお金はあるところにはあるやないかと言うんだけど、ほかのところにも目を付け始めたわけですよ。ですからここは1つね、必ずここにあるはずだというふうに言いにくいけれども、よく相談したらどうかなと。住宅リフォーム助成は経済対策に効果があると認められてるし、市民の方も福祉の観点から喜ばれるということをはっきりしてますから、そういう研究してみてください。要望したいと思います。

それから、次は71頁ですね。8款土木費、2項道路橋梁費の15節工事請負費ですね。各所道路橋梁維持修繕工事4千万円の増となっております。どういう考え方なのかお尋ねします。

土木管理課長補佐

ここの15節の工事請負費でございますが、市内にあります市道に関します舗装並びに側溝等の道路施設の老朽化並びに損傷、そういうものを修復する工事の請負費であります。

川上委員

4千万円という規模はどういう考え方なのでしょうか。

土木管理課長補佐

今回4千万円の追加補正をしておりますが、このところの当初予算が当初は5千万円でした。それときめ細やかな臨時交付金事業という形で、6千万円を付けていただいております。通常1億5千万円の年間予算を要求しておるわけなんですけど、今回12月の段階でこの予算の約95%を執行いたしまして、3月までの執行予算が不足してるということで、今回計上しております。

川上委員

わかりました。

委員長、大変申しわけないんですけど、68ページにですね、1つ質問を残しておったんですけどもよろしいでしょうか。申しわけありません。

68ページの商工費なんですけど、28節繰出金、工業用地造成事業特別会計繰出金1786万1千円の減額ですね、これの説明を求めます。

産学振興課長

この繰出金の減額につきましては工業団地の面積の確定による事業費の減額と、それから公債費起債借入額の確定と借入利率の確定によって減額するものでございます。

川上委員

事業費の確定というのはどういうことですか。

産学振興課長

工業団地の面積の確定によりまして、公共下水道の区域外分担金の確定によるものでございます。今のご質問につきましては、起債の借入額利率の確定による減額でございます。

川上委員

最後に微調整したという意味ですか。これは、もともとは借入金を充てて出すということではなくて、要するに税金そのまま出す予定だったお金でしょう。それを減らすということですかね。

産学振興課長

この補正予算書の1786万1千円と、それから予算説明資料の金額の差1775万5千円という部分がございますので、あわせてご説明を申し上げたところでございます。

経済部長

この繰出金の減額につきましては、ただいま産学振興課長がご答弁しました公共下水道区域外流入負担金の減額分が507,000円であります。それと市債利率の減額が1775万5千円でございます。これの大きな理由につきましてはいわゆる無利率の貸付分が確定したことが1つ。それと当初2%で見込んでおりました利率につきまして、実際借り入れをいたしましたところ、1.35%で利率が確定したことによるものであります。

川上委員

公共下水道区域外流入負担金が減になったんですか。どういう事情で減になったんですか。

経済部長

造成いたしました鯉田工業団地の分譲面積が確定したことによるものでございます。

川上委員

分譲面積の確定はいつですか。

経済部長

確定測量が終了しました本年7月でございます。

川上委員

この段階で、この段階でというのは1平米も土地が売れていない段階で負担金を市が出すのはおかしいというのは議会で申し上げました。内規があるということでしたけども、じゃあ読

み上げてくれという、ありませんという答弁がありました。ですから、お金のないこの時期にね、一般会計からもともと出すほうがおかしいというふうに思うわけです。

産学振興課長

企業立地推進補助金につきましては、メディサ新薬に関しまして、今回1月19日に事業認定の申請書が出ております。これは今後こういった設備投資をしますというような、事前の申請でございます。そして7月23日にその事業の変更の申請書が出て、そのときにも書類審査をさせていただいております。そして12月に入りまして、この申請のいわゆる本申請と申しますか交付申請が12月に出てきております。この後に現地調査をいたしまして、1月下旬に審査会をして、そして2月には審査会の答申を受けまして、3月に補助金の交付決定をするというような運びでございます。

川上委員

では、あなたたちは書類はもらって検査はしたけども、相手と話をしていないと、事前の協議は何もしていないと言っているわけですね。協議していないんですか。

産学振興課長

書類を受けるときには当然その話の中身、内容等についてはお話を聞いて、そして書類の中身についての審査をしていくというようなことでございます。

川上委員

だから、その時のこちら側と相手側はどなたですかと言うことをさっきから聞いているじゃないですか。そんなことしてませんというふうに言われるからね、そうかなと思ったわけですよ。

産学振興課長

この書類を受付する際にお話しするのはおおむね経理の方、総務の方になるかと思えます。そしてうちのほうは担当の係、係長のほうで書類を受け付け、審査をいたしています。

川上委員

経済部長はそれ以外にこの会社と事前にお話をしたり、聞いたりしたことはないですか。

経済部長

今回申請をされておりますメディサ新薬さんにつきましては、本年度いわゆる現平恒工場団地でございます工場敷が非常に手狭になったということから拡張等をされております。それに係わって現地域には1、2度足を運びまして、そうした施設のご案内、それからメディサ新薬の現在の稼働状況等を視察いたしております。

川上委員

ですからそれはいつかと、誰が対応したのかということを最初から聞いているじゃないですか。なぜ課長に答弁任せてね、あなたはさっと立たないんですか。

経済部長

私が今回メディサ新薬のほうに出向きましたのは、補助金の審査にかかわる一連の事務の流れの中で参ったわけではございません。メディサ新薬さんの事業拡張に伴う内容を把握するという意味からですね、メディサ新薬さんのほうに私のほうからアポイントを入れまして、できれば新たな設備概要を見せてほしいということでお伺いした次第であります。確か2度目につきましては、逆にメディサ新薬さんのほうからご案内があって、参ったというふうに記憶いたしております。

川上委員

そのときにこの支援のお金があると、そういう制度があるということを説明されたんですね。

経済部長

この企業立地促進補助金の制度があるということにつきましては、従前からメディサ新薬さんに対してはご説明をいたしております。と申しますのは、過去にこうした設備投資の更新を何度かされておりました、既に何回かこの補助金は申請、そして交付をいたしておりますので、

内容についてはすでに承知されておるはずであります。

川上委員

それで新規常用雇用はですね、何人を予定されてるんですか、ここは。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:02

委員会を再開いたします。

産学振興課長

今度の新增設に係りまして15名を雇用する予定となっております。

川上委員

この新要綱分というのは急遽できたんですよ。おとしになりますかね。その前の年の年末からね、クリスマスと正月挟んで急遽できたんですよ。何でこんなに急ぐのかと思うくらいのスピードで作ったんですよ。でも、これが地元の仕事がなくて困ってる方の雇用の場の拡大ということになるなら、それは考え方もあるだろうと思うんだけど、部長が日常的に企業の活動を把握するのは当たり前と思うんですよ。そのときにこういう制度がありますという情報提供も当たり前でしょう。しかし部長がした仕事だからということで、部下があるいは課が今のようなお粗末な仕事の仕方、目をつぶって予算を計上するようなことでいいのかと。こうなってくると部長の通常の仕事はやったのかという疑問がわいてくるでしょう。要らぬ不透明感が出てくるわけですよ。だから仕事の仕方としては不透明感を残さないと、上から下までびっちりする必要があると思います。これを指摘して。

73ページ、2目街路事業費、19節鯉田中線道路改良工事負担金の減額2950万円、事情をお尋ねします。

国県道対策室主幹

本減額につきましては鯉田中線、総延長1,070メートルの施工長でございますけれども、当初予算より遠賀川右岸のP2橋脚及び左岸幸袋側の排水樋門の予算を次年度以降としました関係で減額をしたものでございます。

川上委員

これは県の事業でしょう。ですから、いくら事業が先送りになって、負担金というのはその比率で来てるでしょう。しかも工事の場所によっても負担金は変わるでしょう。だからこの2950万円というのがどういう計算なのかと、妥当であるかどうかについて、県と話をされると思うけれども、そこを分かるように答弁してもらえますか。

国県道対策室主幹

鯉田中線の当初要望時の概要といたしまして工事費4億4625万円、それから排水樋管等の工事、それから用地買収費、合わせまして2億円。それから測量試験費でございますけれども、これは設計、文化財調査等々でございます。この中には事務費も含まれております。それが1億375万円でございます。今般、変更をいたしません関係は本工事費が3億9300万円、それから用地、それから物件補償工事でございますけれども、これが1億1000万円、それから測量試験費、これが7000万円となりまして、総額5億7300万円でございます。要望当時は合計が7億5000万円でございます。この負担金の区分といたしまして、5億7300万円の6分の1が市の負担金でございます。これが9550万円でございます。それから県費事業で行っております試験費のほうでございますが、これが負担金が4分の1で250万円、合計いたしまして9800万円の変更といたしております。

川上委員

その9800万円と、この2950万円はどういう間柄になるんですか。

国県道対策室主幹

負担金 1 億 2 7 5 0 万円を減額いたしまして、9 8 0 0 万円といたしております。

川上委員

分かりました。それでね、鯉田中線というのは鯉田工業団地に企業誘致する上では重要なものですか。

国県道対策室主幹

当然のことながら飯塚福間線に接続しておりますので、幸袋から 2 0 0 号バイパスまでの接続道路として考えておりますので、重要な道路だと考えております。

川上委員

庄司から向こう、宮若のほうの道路完成はいつの予定か分かりますか。

国県道対策室主幹

直方県土整備事務所管内でございますけれども、現在峠のところ、県道整備事務所管内でございます。今のところ千石川の道路計画の工事が先に進んでおりませんので、完成年次は私のほうとしては承知いたしておりません。

川上委員

鯉田中線についてはもともと平成 2 0 年代の後半というお話を私は聞いたんですよ、3 年ぐらい前に。当時の企画調整部長は何も知らなかったんですね、そういうことを。すぐできるかのように言ってたんですが。これは完成はいつごろが見通しになってますか、現在の段階で。

国県道対策室主幹

従前、県のほうとも工程会議を行いまして、目標年次を 2 7 年度というふうに考えております。

川上委員

それは完成ですね。しかしそれでもね、庄司から直接トヨタ工場に行くことはできないんですよ。その間は未定ということでしょう。鯉田中線ができなくとも鯉田工業団地から遠回りして庄司まで行くことはできるけど、それから先は大きい車はかなり難しいですよ。そういうことを考えると、大変だなということですね、企業誘致のほうもね、というふうに思います。これはちょっと感想を言ってみました。

それから次はですね、7 6 ページ、6 項住宅費、2 目住宅建設費、1 5 節川島公営住宅造成工事の減額補正については資料で若干の説明があったと思いますけども、事情をですね、もう少し説明してもらいたいと思います。

建築住宅課長

川島公営住宅の造成工事につきましては、今年度と来年度ですが 2 カ年事業で造成工事を計画しておりました。その中で現在交付金をいただいておりますのが地域住宅交付金という交付金でございますけども、この交付金がかんがが最終年度であるということ、そして来年度から社会資本整備等事業交付金という新しい交付金になる関係で、繰越をした分については交付金の対象にならないということになりましたので、新年度で上げさせていただきたいということで、今回落とさせていただいております。

川上委員

新年度で上げると新しい事業で交付対象になると、有利であるということですか。

建築住宅課長

今年度で実施いたしますと、来年度分が交付対象にならないということは、その分だけが交付金で来ないということでございますので、一括して出させていただいたほうが有利になると判断しております。

川上委員

工事自体はもともと遅れておるので、関係の皆さんには影響はないとお考えですか。

建築住宅課長

関係の皆様にも遅れている事情あたりも説明いたしまして、ある程度納得をしていただいて進めていきたいというふうに思っております。現にお話はしております。

川上委員

納得していただいているということになると、何か押し付けがましくなるので、事情をよく説明してということだろうと思うんですね。私はこの件については、減額補正に直接かかるわけはありませんけど、新規の事業で交付金をもらおうとすると、それは同和対策事業ではないわけですね、決して。ですから、この住宅を従前どおり部落解放同盟及び同和会に推薦入居をお願いして、そして初めて入れるという仕組みというのは、だめだというふうに言ってきておるんですけども、今回のようなこともあるわけですから、なくてもそうですけども、特定団体の了解がなければ市民が市営住宅に入れられないということがないように、きちんとしてもらいたい。2月からは一部、一般公募ということですので、それは頑張ってもらいたいと思いますけど、いま違法状態にあるという認識を持ってもらいたいと思います。

それから77ページ、9款消防費、2目消防施設費の19節、説明にあります消火栓設置工事負担金についてです。これは老朽化したものを新規に換えるということなんですが、何機を考えているのかお尋ねします。

総務課長

今回補正で上げております消火栓につきましては、数にいたしますと一応6機予定をいたしております。

川上委員

場所はどこですか。

総務課長

飯塚東町商店街内、それから幸袋伊藤伝右衛門邸前、それから椿穂波西中学校付近、大分八幡宮西側、それから上三緒・上三緒分隊旧格納庫、それから本町緑道公園入口となっております。

川上委員

6機とも使用不能状態だったんですか。

総務課長

これらにつきましては、消火栓の老朽化に伴うものというように理解しております。

川上委員

上三緒分隊、消防の拠点の所にある消火栓が使えないのかと心配しましたが、老朽化というのはどういう状況をもって老朽化というふうに呼んでるんですか。

総務課長

消火栓につきましては、おおむね水道局の水道本管布設替工事に伴ってする場合がございます。したがって、この水道管が老朽化した時にあわせて、消火栓についても取り替えるというようなことをやっております。

川上委員

じゃあ、書き方がまずいんじゃないんですか。説明資料の6ページには何て書いてありますか。ちょっと読んでください。

総務課長

老朽化による使用不能消火栓の設置が増加ということにしております。

川上委員

ですから、私がいまのような質問をしておかしくないでしょう。どうしてこういうことを書いているんですか。

総務課長

消火栓につきましては、点検を別途いたしております。しかしながら、やはり実際の工事に当たりましては、水道の老朽管の布設替えとあわせてやるというのが合理的といいますが、そういった考えでやっていたところでございます。ただ、この消火栓の設置工事につきましては、当然のことながら老朽化によります消火栓の取りかえでございますので、そういった意味で使用不能消火栓の設置が増加しているというような説明書きにしているところでございます。

川上委員

東町の消火栓が動かないと、役に立たないというのは一昨年ですかね、4月の大火のときにすぐにもうわかったわけですよ。それで、どうしてこういう書き方をしておるのかということを知っているんです。老朽化による使用不能消火栓の設置が増加、6機のうち老朽化による使用不能の物はないんでしょ、1つも。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:21

再開 14:23

委員会を再開いたします。

総務課長

この説明につきましては今後よく検討いたしまして、誤解のないような書き方に改めたいと思います。よろしくをお願いします。

川上委員

やっぱり2つの問題があって、1つは消火栓の話ですからこの中に使えないのがあるんでしょ、圧が足りないとか何とか。だから、それをもって使用不能とかどうか分からないけど、消防活動に水圧が足りないならそれは使用不能だと思うんですよね。そういうのは含んでいるんでしょ。だから、組合のほうからこれだけ負担してくださいと言われて、ああそうですかと。さっき財政課も落雷が落ちたかどうか事実を確認しないで、ああそうですかということのようだったけど、きちんと事実を確認してお金を出すとかが、もらうとかする必要はあると思うんですよね。これが1つの問題ですよ。

もう1つは、やっぱりくどいけど、議会は地方自治法上、監視機関ということになっているんですよ。これは、あなた方が隠す、私たちは追いかけるという関係ではないんですよ。地方自治法を読まれたら分かると思います。きちんとそれぞれの執行権と監視権を組み合わせることによって、二元代表制っていうでしょう。これによって住民の福祉の増進にあたるというわけでしょう。だから聞かれたことになかなか答えないと、あるいは資料が適当というのでは、住民の福祉の増進に頑張ることができにくいでしょう。だから、そういう意味で気をつけてもらいたいというふうに思うんです。

次は79ページ、10款教育費、3目人権同和教育費の14節研究施設借上料の減額ですね。これは何のことでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:26

再開 14:35

委員会を再開いたします。

人権同和教育課長

研修施設借上料17万8千円の減でございますけれども、これにつきましては解放子ども会の研修に行った先の研修施設を使わなかったということで、結果的に合宿を日帰りにしたことで、使わなかった子ども会2団体があわせまして15万円、それから1団体が参加者の減によります施設借上料の減額が28,000円程度でございます。

川上委員

解放子ども会というふうには呼ばなければならぬのですか。これは一体誰が名付けた名前なんですか。

人権同和教育課長

呼ばなければならぬかというような質問にお答えすることになるかどうかわかりませんが、従来、従来の名称を使用いたしております。

川上委員

解放というのはどういう意味ですか。

人権同和教育課長

解放そのものの定義を私が詳細にご説明できるかどうかわかりませんが、これはもともと運動団体の運動方針等の中で人間解放というようなことから来ておる名称だと思っております。

川上委員

それは間違いですね。運動団体が命名した名前というのは、はっきりしてます。人間解放じゃないです。部落解放です。いま何から解放するのか。解放されていない部落とかないですよ。そういう地域はないです。ですから普通の名称にした方がいいじゃないですか。解放とか何とかじゃなくて。どこそこ地区子ども会じゃいけないんですか。あなた方はどこそこ地区解放子ども会でしょ。基本的に一般財源でやっているんですよ。同和事業予算が入っているんですか、国から。返事をしてくださいよ。それくらいの金はあるでしょうも。どうですか、一般施策でやると、県の同和事業予算に頼らないと、そして部落解放子ども会とか言わないと。子どもを差別する側、される側とか、ありもしない状態に行政が権力を使って持ち込んだらダメだというふうにするんですよ。だから、もう減額はそういうことでの減額でしょうけども、来年度以降の子ども会活動というのは全般として一般施策の中で平等にやるというふうにはできませんか。

人権同和教育課長

質問委員が言われる趣旨は十分理解いたします。しかしながら、現在県の補助金の対応でこの事業をやっております。そういった意味合いから最大限補助事業は活用していきたいというような趣旨の思いもございまして、現時点では申されることに即回答することができません。

川上委員

やっぱり自分の心の中にある真実の声というか、やっぱり全体の奉仕者たる公務員として信念を貫いて仕事をするということは大事と思うんですね。税金を使って子どもを差別するというような子ども会活動はやるべきではない。同じ内容をやるにしても子どもを差別したらダメだと思います。ましてや、その中であなた方は長年差別されてきた人たちの子どもだとか、あなた方以外は差別する側の子どものだとか、というような教育をしては絶対ならないというふうに思います。

それから次は、81ページの10款教育費の学校管理費になります。13節の委託料、筑穂地区スクールバス運行委託料の減額です。理由を尋ねます。

教育総務課長

スクールバスの運行委託料の減額補正につきましては、契約執行残によるものでございます。

川上委員

これはもう不用額ということになりますか。

教育総務課長

そのとおりでございます。

川上委員

財政課長、先ほどからずっと不用額が確認できているんだけど、一度足し算したことないんですか。ないですか。

財政課長

足し算をしたことはございません。

川上委員

予算編成方針で、使い残せ、使い残せて書いているでしょ。そしたら不用額を計算してみる必要はあるじゃないですか。一遍計算してみてくださいよ。

財政課長

予算編成方針で使い残せという記載は一切しておりませんし、不用額の積み上げはいたしておりませんが、例えば予算資料の3ページをご覧くださいますと、財政調整基金の繰り入れ金がございますが、こういう執行残、不用額を補正で落としましても、なお1億6千万円ほどの財源不足が生じているということで、現在の財政状況を把握しておるとい状況です。

川上委員

ちょっと思いついて脱線しましたけど、この不用額をあなた方が計算していないというのは、私はいかんと思います。これは、さっきみたいに当然の不用額というのものもあるかもしれないけど、不用額を残そうという誘惑というか、圧力というか、そういうものを陰に陽に財政課のラインからね、かけているのではないかと心配しています。それは住民福祉の向上のために増進のために厳しい中から予算計上したものをね、圧縮して計上したものをさらに圧縮することになる可能性が高いので、不用額については一度計算してみる必用があるのではないですか。

それから、82ページ、要保護、準要保護児童扶助費は82ページですね。20節の扶助費になりますけれども、小学校で若干の増額、一方84ページに中学校があるんですけれども、同額程度の減額になってるんですね。それぞれ認定者増によると、あるいは認定者減によるといことなんだけど、ちょっと小学校で増えてるのに中学校で減るといのは違和感があるんですけど、事情がわかりますか。

学校教育課長

当初見込みに対する増減でございます。ですから見込みに対しましては小学校が増えたと、中学校につきましては減ったということで、こういうふうになっています。

川上委員

申しわけないけど、それは分かるんですよ。だから、なぜ小学校は見込みより増えてるのに、中学校は見込みより減ったと、これはどういう事情だろうかということなんですね。

財務部長

この資料のほうを見ていただいたら、例えば小学校費の振興費の要保護分で総額が8200万円あります。その内の200万円の増と、中学校でいえば7900万円のうちの200万円の減という形での、全体的の動き、傾向としてどうのこうのということではなく、当初の見込みの中での数字の変動ということで理解していただきたいと考えております。

川上委員

財務部長の答弁はわかりました。小学校でなぜ見込みより増えて、中学校でなぜ見込みより下回っておるのかと、そしてこの就学援助は年間いつからでも申請していいでしょ。で、今の段階でなぜそのこういう額を減額補正かけてね、2月補正でもいいでしょう。何となく学校現場からすればね、もう就学援助は今年は終わりということになりませんか、そういう受け止めに。

財政課長

まず当初予算を見込むとき、いろんな見込み方がありますが、例えば22年度の予算を、この要保護あたり、いろんな扶助費もありますが、その年のその決算見込みあたりで計上したりとか、翌年のその認定者というのが確定できませんので、その前年の決算見込み額とかで置くことが多いんですが。それと実際に4月以降、新年度に入りまして実際の認定者というのが確定しますので、そういったところでの補正を今回させていただいております。そういうふうに

ご理解いただきたいと思います。今後の見込みも含めまして年間見込みを出した中でですね、当初予算との差額を補正額として計上しておるといところでございます。

川上委員

私はそこだと思うんですよ。ではなぜね、ここで減額補正を出さないといけないですか。2月補正すぐでしょう、もうすぐじゃないですか。もう2月補正も作ってるでしょ、時間がないんだから。そういう時に財政課は、教育委員会にこんなこと強くやれという必要は全然ないと私は思います。

一方でね、教育委員会のほうは見込みより少ないということならね、なぜだろうと考えませんか。小学校は見込みより多いんでしょ、中学校は見込みより少ないと、なぜかと修学旅行はどうなってたかなと、そういう調査だとか、なぜ少ないのか、見積もりより。事情把握はしてないでしょう、されましたか。

学校教育課長

調査等についてはしていません。

川上委員

冷たいと思います。先ほど予算編成方針にはね、確かに不用額を残せという明文はないでしょう。しかし編成方針の文脈はそうじゃないですか。そういうのが一般質問で地方交付税の図書の基準算定の質問があっただけで、同じような面があると思います。

次に84ページ、3目の学校整備費、13節委託料、潁田小中学校建設工事地盤調査委託料及び同工事設計委託料の減額について、事情をお尋ねします。

教育施設課長

この潁田小中学校の地盤調査及び実施設計委託料につきましては、執行残、入札残でございます。

川上委員

入札状況はどうだったんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:52

再 開 14:52

委員会を再開いたします。

川上委員

4項幼稚園費、1目幼稚園費の13節委託料の庄内幼稚園バス運行委託料、潁田幼稚園バス運転委託料の減額については、これは入札の影響ですか。

学校教育課長

入札によります執行残ということで、このようになっています。

川上委員

人勧の影響はないんですか。

学校教育課長

ございません。

川上委員

87ページですね、5項社会教育費の2目公民館費、13節委託料ですね、潁田公民館の新築工事地盤調査委託料、潁田公民館新築工事設計委託料、それぞれの減額の理由は入札の影響ですか。

中央公民館長

いずれも入札執行残でございます。

川上委員

入札の結果を示してください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:54

再開 14:55

委員会を再開いたします。

川上委員

同じところですけども、コミュニティセンター施設管理委託料の減額について、理由をお尋ねします。

中央公民館長

これにつきましても執行残でございます。

川上委員

これは入札があったんですかね。じゃあ結果をお尋ねします。

中央公民館長

この入札につきましては教育文化振興事業団のほうで一括して行ってありますので、詳細については今日持ってきておりませんが、すみません。

川上委員

そうしたら145万6千円の金額の根拠は答弁できませんか。

中央公民館長

ちょっといま持ち合わせておりませんので取りに帰りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:58

再開 15:01

委員会を再開いたします。

議事の都合により、「議案第97号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」は保留いたしまして、次の「議案第101号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、執行部の補足説明を求めます。

人権同和推進課長

議案第101号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算の補足説明をいたします。

補正予算書の153ページをお願いします。第1条において、歳入歳出それぞれ680万2千円を追加し、総額をそれぞれ8070万円と定めるものであります。

その主な内容について、ご説明いたします。156ページをお願いします。歳入につきましては、2款県支出金、1目住宅新築資金等補助金の減額2万1千円は補助対象金額の精算によるものであります。

次に、3款財産収入の減額126万2千円につきましては、基金の預金利率の低下や円高による運用益の減によるものであります。

続いて、4款繰越金につきましては、827万5千円を追加計上いたしております。

157ページをお願いいたします。歳出では、1款総務費の25節積立金につきましては、歳入歳出の財源調整と基金の運用に伴う積立金479万円を増額いたしております。

続いて、2款公債費では、当初予算編成後に個人から期日前償還がありました3件について、起債の繰り上げ償還を行うため、217万1千円を増額いたしております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

相当額の滞納があって克服の努力をされていると思いますけども、どういう努力をして数値的にはどうなっているか、お尋ねをします。

人権同和推進課長

平成21年度末の滞納件数を決算でご報告いたしました。216件となっております。この件につきましては夜間徴収等、担当課といたしましても努力いたしておりますが、なかなか厳しいものがございます。旧1市4町の合計で申しますと、貸し付け件数でございますが、総件数につきましては2,122件で、貸付総額57億204万7千円でございます。平成21年度末の償還件数が345件、そのうち現年、過年を合わせた滞納は、先ほど申しました216件となっております。滞納額につきましては3億8626万6658円でございます。平成20年度と比較いたしますと、滞納者は8件の減、滞納額につきましては572万375円の増加となっております。

また平成22年度末のあい見込みでございますが、滞納件数で209件、滞納額で3億9183万889円となる見込みを立てております。平成21年度決算と比較しますと、滞納件数で7件の減、滞納額につきましては556万4231円の増額となる見込みを立てております。

川上委員

担当課として一番苦労していること、力を入れていることをお尋ねします。

人権同和推進課長

事業の貸し付け後、もうすでに20年、30年という長い年月になりまして、貸し付け滞納者の方々の中には既に亡くなられている方、また行方不明になられている方、また保証人につきましても亡くなられている方、行方不明の方もございます。そういう中で、もともと貸し付け対象者が低所得者の多い地域に対しまして貸し付けを行っておりますので、今の経済が厳しい状況の中で大変厳しい状況になりまして、生活が一杯一杯で償還までなかなかできないという方が多くございまして、滞納件数は若干なりとも少なくなっておりますが、現在のところ500万円ほど増額する結果となっております。

川上委員

お金を返していただくということなんだけど、人権同和事業という観点から特別なこの手当てをしているのか、お尋ねします。

人権同和推進課長

人権同和というかたちで特別の手当てをしているかということで、質問の趣旨がちょっと分かりかねますが、あくまでも公金によります貸し付け事業でございますので、あくまでも貸し付け者に対しましては当然支払っていただくということで考えております。その中ではいま滞納されている借り受け者が既に亡くなられている方、また相続に移っている方、そういうものにつきましても、相続人、また保証人等に支払いを求める協議を行っております。

川上委員

部落解放同盟に協力を求めることもないということでした。ですから、この貸付金の回収の仕事は人権同和事業とは何ら関係ないと思いますけど、そういう理解でいいですか。

人権同和推進課長

あくまでも、同和地域、地区の生活環境の改善という大きな目的のための貸し付けでありまして、住宅等の新築改良等を進めた事業でございますので、この事業の貸し付けは既に平成8年度までで終わっておりますが、後の償還につきましてもきちっと同和事業の中で回収を行っていきたいというふうに、現段階では思っております。

川上委員

同和対策事業によるこの貸付金の回収というのは、この特別なことが何かあるんですね。どういうことをしてるんですか。

人権同和推進課長

特別なということが言われるのがちょっと質問が分かりませんが、ちょっともう少し詳しくご質問いただければ答弁できると思います。すみません。

川上委員

私に質問のようですので。質問の趣旨は理解されてるでしょう。要するに、貸し付けは同和対策事業なんですね、だったんですよ。回収、償還を求める行為は同和対策事業じゃないでしょう。そういうことを聞いたんです。あなたは同和対策事業だと言われた。じゃあ同和対策事業としてどんな特別なことをしたのかと。同和事業ということは他の貸付金の回収とは違う特別なことをしてるでしょ、同和事業なんだから。あなたはどういう同和事業をしてるんですか、この資金回収で。それをお聞きしたわけです。

人権同和推進課長

質問と答弁が食い違ひまして申しわけありません。

(「質問は食い違ひしていない。」という声あり)

答弁が食い違ひしております。すみません。いま同和事業で回収というかたちで質問者が言われましたが、あくまでも同和事業で貸し付けましてその制度に基づいて貸し付けたお金につきましては、いま人権同和推進課の責任において回収を行っているところでございます。改修に当たって特段の配慮とか、特段の制度を使うとか、特段のかたちで同和事業だから回収を遅らせるとか、そういうことは一切ありません。

川上委員

そんなことは言ってません。きちんと仕事をされておると、解放同盟にも頼らず、ということでしょう。だから、副市長ね、繰り返し言ってますけど、これは人権同和推進課が扱う事業じゃないんですよ。合併前の話をして恐縮ですけど、旧飯塚では住宅課の担当じゃないですか。あたり前ですよ。このお金を借りている人の所には、返し終わるまで人権同和推進課の車が止まるわけですよ。何で人権同和推進課の車がいつもうちに来てもらわないかんのかと私は思いますよ。担当だからですよ。同和対策事業は終わっているんでしょう、国でも。あなたが張り切っているだけですよ、私の責任でと。それはいいですよ。人権同和推進課がする必要は何もないんですよ。むしろ人権同和推進課がやらないほうがいいんですよ。だから担当が替わったとしても、すぐ事態が打開できると思わないけども、これを人権同和対策事業として返済を求める行為がおかしいということは指摘しておきたいと思います。年度途中からということにはならないでしょうけど、建築住宅課へのシフトを検討してもらいたいと。そして人権同和推進課がする仕事はなくなるでしょ。私はもう課は解散していいと思う。係でいいんじゃないですか。人権問題というのは全分野にわたるわけですから、飯塚市が一丸となってやる仕事でしょ。というふうに思います。質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は「議案第101号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」に反対の立場で討論します。

貸付金の償還回収の努力がなされているとはいえ、今の多額の滞納を抱えております。膨大過ぎると思いますので、反対であります。詳しくは本会議で述べます。

委員長

他に討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結します。採決いたします。

「議案第101号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、先ほど保留しておりました「議案第97号」を議題といたします。

契約課長

穎田小中学校の建設工事、地盤調査委託についてご説明いたします。

穎田小中学校建設工事に係る地番調査委託につきましては、小学校、中学校、それから公民館、児童センターを含めて一括して入札を行っております。入札日は6月22日、予定価格は税込みで768万3900円。これに対しまして、落札額が税込みで714万円、92.92%で日鉄工コンサルタントが落札いたしております。

続きまして、仮称、飯塚市穎田小中学校建設工事实施設計業務委託につきましては、8月9日に入札を実施いたしまして、予定価格1億254万8250円に対し、4914万円、落札率47.91%で株式会社大建設計が落札いたしております。

委員長

よろしいですか。それから先ほど答弁を保留しておりました財政課の答弁保留について、答弁を求めます。

財政課長

平成22年度末の起債の減債残高の見込みでございますが、509億5千万円を見込んでおります。

委員長

いいですか。

中央公民館長

先ほどのコミュニティセンター管理委託料の内訳でございますが、清掃委託ほか24項目にわたりまして、それぞれ業務委託の入札を行っております。それで清掃委託につきましては、147万円の入札残が出ております。それから非常放送設備保守点検業務委託、これにつきましては630万円の入札残でございます。合計で146万4698万円の入札残ということになっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は「議案第97号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」に反対し、討論を行います。

詳しくは本会議で申し上げますけれども、主な反対理由は、第一に人事院勧告に伴う給料期末手当のカットが反映していること、第2に閑の山いこいの森キャンプ場廃止に伴うものなど住民犠牲の行財政改革の反映があること、第3に独自の地元経済対策が見られず、むしろ無駄遣いとなっている工業団地造成事業特別会計にかかわる予算補正があること、4点目に地域医療対策室参与報酬減額に見られるような無責任で不透明な予算補正の計上があることでありま

す。その他もありますけれども、詳しくは本会議で申し上げます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第97号 平成22年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:23

再 開 15:30

委員会を再開いたします。

「指定管理施設の評価について」、報告を求めます。

総合政策課長

報告事項「指定管理施設の評価について」、ご報告いたします。

指定管理施設の外部評価につきましては、平成21年3月に条例改正を行いまして、平成21年度より実施しているところでございます。22年度に評価を諮問いたしました施設は、お手元に配付しております資料のとおり、飯塚市市民交流プラザ、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ、飯塚市筑穂保健福祉総合センターの3施設で、それぞれ17項目について評価を受けております。評価委員会は各施設ごとに2回開催され、施設の現地調査、施設所管課のヒアリング、並びに委員相互の意見交換等を行い、最終評価を行っていただいております。その経過を経まして評価委員会より答申を受けました評価結果につきましては、総合政策課より各施設所管課へ通知を行い、各所管課はそれぞれの指定管理者へ通知を行うとともに、改善点の指導等を行い、より一層のサービス充実に図っていくこととしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員駐車場有料化の実施について」、報告を求めます。

総務課長

職員駐車場有料化の実施について、ご報告いたします。

職員の公共施設駐車場利用の有料化につきましては、平成21年5月から本庁におきまして先行して実施し、現在65台分を月額3,000円で有料化しているところでございます。その後、支所及びその他の出先機関につきましても検討を続けてまいりましたが、このたびほぼすべての公共施設において有料化のめどが立ち、平成23年1月から実施するものでございます。平成21年12月に策定されました行財政改革実施計画第1次改訂版に基づき、今回実施する施設は47施設、370台分で、施設の設置位置によりまして月額1,000円、2,000円、3,000円の3区分の使用料といたしております。

今回の有料化に伴う歳入といたしましては、平成22年度が114万円、平成23年度が456万円を見込んでおります。なお、現在有料化を実施しております本庁分65台と合わせま

すと、合計で435台となり、年間ベースの歳入といたしましては690万円となります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

何のために有料化をするんですか。

総務課長

昨年の12月に改定されました行財政改革実施計画に基づいて行っております。この目的といたしましては、職員駐車場利用の有料化については平成21年5月から本庁勤務の職員に対して実施しているが、職員負担の公平性等の観点からも、支所、出先機関等についても早期に拡大するとともに、公立小中学校も市有財産であり、教職員に対しても有料化の方向で検討を行うとされていたところから、今回実施するものでございます。

川上委員

公平性というのは、あなた方が本庁にかかわる所を有料化したから、それ以外の所とのバランスが取れないということであって、そもそも有料化しなければ公平性の問題はなかったわけでしょう。それから、行財政改革と言われますけれども、要するにお金が欲しいということなんです。職員からお金をもらいたいと、駐車料金として。それがもう、唯一の目的ではないかと思えますけど、そうではないですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:33

再開 15:34

委員会を再開いたします。

総務部長

この庁舎とか市有財産を使用します上での使用料ということで、合併前の旧飯塚から行革の中で提案がいろいろございました。そういった中で、合併後に市有財産を使う中ですね、その使用料相当分について負担すべきであろうと。それが行財政改革にもかなうことだという中で、取り組んでまいったものでございます。

川上委員

検討する際に、職員の士気の低下とかそういうことについては何か検討されましたか。

総務部長

職員につきましては、個人で民間の駐車場を借用している者もあります。そういった中で、こういった負担はやむを得ないだろうという中でですね、取り組んでまいったものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

やむを得ないと言われましたけど、何ていうかな、自分で民間の駐車場代を払っている人もいれば、そうでない人もおると、そういうのはおかしいんじゃないかというようなニュアンスだけど、職員の中に広がる、何ていうか、ここまでするかという。その一方で、議会のほうではたびたび指摘していますけども、例えば、本当に繰り返しになるけども、鯉田の工業団地とかね、無駄遣いになったというか、おかしな、誰も責任取らないと。そして職員に対しては、いま言ったような理屈立てをしてね。だから、そういう職員が団結して住民サービスの向上に当たらないといけないときに、こういうようなことで本当に力合わせてサービス向上に頑張れるのかと。690万円の財政効果というけれども、あつという間になくなるわけでしょう、借金返しに、鯉田工業団地でも何でも、目に見えない力というのを、あなた方がどのくらい考えたかどうかという心配をするんですよ。で、きょうはもう答弁要りませんが、長いものに巻かれるみたいな発想では、飯塚市の行政力というのは強くないというふうに、私は心配

します。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成22年度飯塚市職員採用試験合格者の決定について」及び「平成22年度飯塚市職員採用試験（保育士）の実施について」、以上2件について、報告を求めます。

人事課長

2件ご報告いたします。

平成22年度飯塚市職員採用試験の最終合格者を11月19日、金曜日に決定をいたしまして本人に通知いたしましたので、その概要をご報告いたします。

本年度の採用試験は、9月19日、日曜日に第1次試験を行政事務上級153人、行政事務初級49人、土木5人、建築7人で実施いたしまして、10月14日に行政事務上級13名、行政事務初級5名、土木3名及び建築1名を第1次試験の合格者として発表いたしました。その後でございますけれども、11月4日及び13日に第2次試験を実施いたしまして、行政事務上級5名、行政事務初級2名、土木2名及び建築1名を最終合格者として決定をいたしまして、平成23年度職員採用候補者名簿に登載するとともに、同日付で第2次試験受験者全員に合否の結果を郵送により通知をいたしております。最終的な合格率は行政事務上級30.6倍、行政事務初級24.5倍、土木2.5倍、建築7倍となりました。

次でございますが、ただいまご報告いたしました採用試験後でございますけれども、保育所の統合、民間譲渡等の計画の決定及び22年度末の退職者の状況を勘案いたしまして、検討の結果、保育士の採用試験の実施を決定いたしまして、12月1日に告示を行い、12月13日から申込受付を開始しております。受付は24日までとしておりまして、郵送分は当日の消印まで有効としております。なお第1次試験は1月16日、日曜日に立岩公民館で行い、2月中に2次試験を実施したのち、最終合格発表を行う予定にしております。採用予定者数は5名以内としております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件2件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「損害賠償等請求住民訴訟控訴事件の報告について」、報告を求めます。

管財課長

補正予算の審議でご質問のございました、損害賠償等請求住民訴訟控訴事件について、ご報告をいたします。

先の9月27日開催の総務委員会において、旧庄内町の町有地売却にかかる住民訴訟請求事件等について、福岡地方裁判所が9月6日付で原告の請求を棄却する旨の判決を行ったことについて、ご報告をいたしておりました。その後、この判決を全部不服とし、平成22年9月14日付で福岡高等裁判所に対し控訴状が提出されましたので、ご報告いたします。

控訴の主旨は次のとおりです。1といたしまして、現判決を取り消すこと。2といたしまして、第1事件でございますが、飯塚市に対し町有地売却当時の町長に対し、不法行為に基づく損害賠償金等の支払請求を行うこと、並びに土地購入者2名に対し返還金及び不当利得返還請求権に基づき、売買の翌日からの遅延損害金の支払請求を行うこと。第2事件について、3番ですが、飯塚市が土地購入者に対して388万円支払うのと引きかえに、この売買にかかる所有権移転登記の抹消手続を怠る事実が違法であることを確認すること。4といたしまして、訴訟費用は第一審、二審ともに飯塚市の負担とすること。

以上、簡単でございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。